

# 前橋市特定家畜伝染病対策本部の設置について（基本方針）

別紙2

設置場所：前橋市役所農政課内

	豚コレラに感染した豚		豚コレラに感染した野生イノシシ	
	発生状況	対策本部設置の有無	発生状況	対策本部設置の有無
市内で発生	市内の豚舎で発生	<u>設置する</u>	市内で捕獲	<u>設置する</u>
	① 発生農場から半径10km以内に本市の豚舎有り  又は  県から本市に「消毒ポイント」の設置依頼があった場合	<u>設置する</u>	① 捕獲場所から半径10km以内に本市の豚舎有り	※発生区域の市町村における対策本部設置の有無を確認   ●他市町村も設置 ⇒ <u>本市も設置する</u> ●他市町村は設置無し ⇒ 本市も設置無し
市外で発生	② 発生農場から半径10km以内に本市の豚舎無し	設置しない	② 捕獲場所から半径10km以内に本市の豚舎無し	設置しない

●対策本部会議 ……（前橋市特定家畜伝染病対策本部設置要綱第3条）  
 対策本部会議は本部長（市長）が招集し、前橋市役所庁議室で開催する。

●緊急支援チーム ……（前橋市特定家畜伝染病対策本部設置要綱第5条）  
 対策本部設置後、緊急支援チームを設置し、班ごとに支援活動を開始する。